

[視覚 3級 詳細表]

視覚障害3級
専門的・技術的職業

件数 31
人数 12

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	3			
廊下・通路の改善	2	16.7%	案内標示を廊下に大きくわかりやすくした	2
建物に関する他の改善	1	8.3%	照明設備を改善し室内の照度をアップした	1
その他の労働環境への配慮	28			
勤務時間	1	8.3%	職員食堂での食事時間を変更し混雑を回避	1
通勤への配慮	1	8.3%	通勤用送迎バスを使用	1
住宅への配慮	1	8.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	2	16.7%	生活相談員が中心となって連絡をとっている 電話、文書等で連絡、連携を図る	1 1
相談員、カウンセラーの配置	7	58.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	5 2
健康管理への配慮	2	16.7%	年2回定期健康診断 過度の業務の回避	1 1
労働条件への配慮	2	16.7%	学会、研修会への出席参加への奨励 労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	1 1
コミュニケーションへの配慮	8	66.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	7 1
職場介助者等作業補助者の配置	2	16.7%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 健常者が業務に必要な文書類を音読する	1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	8.3%	行政等の実施する研修、講習会に参加	1
障害者への教育・訓練	1	8.3%	研修や講習会への積極的参加	1

【視覚 3級 総括表】

視覚障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数12人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	5	42%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	5	42%
2 通勤への配慮	4	33%	通勤用送迎バスを使用	3	25%
			通勤手当の支給	1	8%
3 健康管理への配慮	3	25%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	2	17%
			過度の業務の回避	1	8%
4 障害者への教育・訓練	2	17%	先輩や上司による実務指導	2	17%
5 労働条件への配慮	2	17%	ライン作業からはずし、自分のペースで作業できるように配慮	1	8%
			夜間の帰宅は危険なため、季節により一般社員より早く帰宅させる	1	8%

〔視覚 3級 詳細表〕

視覚障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 20
人数 12

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	1			
休憩・休養室等の改善	1	8.3%	障害者専用休息室の設置	1
その他の労働環境への配慮				
19				
通勤への配慮	4	33.3%	通勤用送迎バスを使用 通勤手当の支給	3 1
住宅への配慮	1	8.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
相談員、カウンセラーの配置	1	8.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置	1
健康管理への配慮	3	25.0%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 過度の業務の回避	2 1
労働条件への配慮	2	16.7%	ライン作業からはずし、自分のペースで作業できるように配慮 夜間の帰宅は危険なため、季節により一般社員より早く帰宅させている	1 1
コミュニケーションへの配慮	5	41.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	5
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	8.3%	ミーティング等で、障害者理解を促進	1
障害者への教育・訓練	2	16.7%	先輩や上司による実務指導	2

【視覚 4級 総括表】

視覚障害4級

専門的・技術的職業の場合（人数13人）

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	8	62%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	6	46%
			対話による相互理解の促進（『声かけ』等）	2	15%
2 障害者への教育・訓練	6	46%	先輩や上司による実務指導	3	23%
			研修や講習会への積極的参加	2	15%
			OJTを基本にした職場教育	1	8%
3 労働条件への配慮	6	46%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	5	38%
			マッサージ師独自の賃金体系を適用	1	8%
4 管理職及び職員の教育、啓蒙	4	31%	ミーティング等で、障害者理解を促進	1	8%
			幹部職員会議の場で院長より障害者の雇用管理について指示	1	8%
			社会貢献室を設置し全職員に対する啓蒙活動を行う	1	8%
			障害者雇用対策委員会の開催	1	8%
5 相談員、カウンセラーの配置	4	31%	障害者職場生活相談員の選任、配置	3	23%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	1	8%
6 勤務時間	3	23%	自宅待機を許可	1	8%
			職員食堂での食事時間を変更し混雑を回避	1	8%
			時差出退勤・フレックスタイム制	1	8%
7 職場介助者等作業補助者の配置	3	23%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	2	15%
			専任の作業補助者を配置	1	8%
8 通勤への配慮	3	23%	通勤用送迎バスを使用	2	15%
			夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	1	8%
9 家族との連携	2	15%	電話、文書等で連絡、連携を図る	2	15%
10 住宅への配慮	2	15%	障害者住宅助成金の利用	1	8%
			住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1	8%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

照明設備を改善し室内の照度をアップする（建物に関する他の改善）

[視覚 4級 詳細表]

視覚障害4級
専門的・技術的職業

件数 45
人数 13

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	2			
休憩・休養室等の改善	1	7.7%	待機時間にゆったりと休めるように配慮(畳、シャワー等の設置)	1
建物に関する他の改善	1	7.7%	照明設備を改善し室内の照度をアップした	1
作業の改善	1			
安全設備の改善	1	7.7%	床をフリーアクセス化(配線等を床下に収納)	1
その他の労働環境への配慮	42			
勤務時間	3	23.1%	自宅待機を許可 職員食堂での食事時間を変更し混雑を回避 時差出退勤・フレックスタイム制	1 1 1
通勤への配慮	3	23.1%	通勤用送迎バスを使用 夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	2 1
住宅への配慮	2	15.4%	障害者住宅助成金の利用 住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1 1
家族との連携	2	15.4%	電話、文書等で連絡、連携を図る	2
相談員、カウンセラーの配置	4	30.8%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	3 1
健康管理への配慮	1	7.7%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	1
労働条件への配慮	6	46.2%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避 マッサージ師独自の賃金体系を適用	5 1
コミュニケーションへの配慮	8	61.5%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	6 2
職場介助者等作業補助者の配置	3	23.1%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 専任の作業補助者を配置	2 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	4	30.8%	ミーティング等で、障害者理解を促進 幹部職員会議の場で院長より障害者の雇用管理について指示 社会貢献室を設置し全職員に対する啓蒙活動を行う 障害者雇用対策委員会の開催	1 1 1 1
障害者への教育・訓練	6	46.2%	先輩や上司による実務指導 研修や講習会への積極的参加 OJTを基本にした職場教育	3 2 1

【視覚 4級 総括表】

視覚障害4級

事務的職業の場合 (人数13人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	4	31%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	3	23%
2 管理職及び職員の教育、啓蒙	3	23%	障害者雇用対策委員会の開催 ミーティング等で、障害者理解を促進	1	8%
3 就労機器(事務機器)の改善	2	15%	拡大読書機、画面拡大機能付きワープロ等の設置	2	15%
4 障害者への教育・訓練	2	15%	先輩や上司による実務指導	2	15%
5 相談員、カウンセラーの配置	2	15%	産業医・保健婦等による健康相談の実施	2	15%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

ディスプレイ式文字拡大装置の購入(就労機器(製造部門機器)の改善)

〔視覚 4 級 詳細表〕

視覚障害4級

事務的職業

件数 16
人数 13

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
作業の改善	3			
就労機器(事務機器)の改善	2	15.4%	拡大読書機、画面拡大機能付きワープロ等の設置	2
就労機器(製造部門機器)の改善	1	7.7%	ディスプレイ文字拡大装置の購入	1
その他の労働環境への配慮	13			
通勤への配慮	1	7.7%	通勤用送迎バスを使用	1
相談員、カウンセラーの配置	2	15.4%	産業医・保健婦等による健康相談の実施	2
労働条件への配慮	1	7.7%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	1
コミュニケーションへの配慮	4	30.8%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	3 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	3	23.1%	障害者雇用対策委員会の開催 ミーティング等で、障害者理解を促進	2 1
障害者への教育・訓練	2	15.4%	先輩や上司による実務指導	2

【視覚 5級 総括表】

視覚障害5級

事務的職業の場合 (人数14人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 障害者への教育・訓練	4	29%	OJTを基本にした職場教育	2	14%
			研修や講習会への積極的参加	1	7%
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	1	7%
2 コミュニケーションへの配慮	3	21%	対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	1	7%
			職場定着推進チームを作り、自由な意見を聴取	1	7%
			レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1	7%
3 労働条件への配慮	3	21%	能力・体力に応じた職場配置	1	7%
			労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	1	7%
			身体をあまり使わない事務的職務に配置	1	7%
4 健康管理への配慮	2	14%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	1	7%
			健康状態に配慮し勤務時間を流動的に設定	1	7%
5 相談員、カウンセラーの配置	2	14%	障害者職場生活相談員の選任、配置	1	7%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	1	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

室内の照度をアップし、スペースを拡張する(休憩・休養室等の改善)
 照明設備を改善し室内の照度をアップする(建物に関する他の改善)
 拡大読書機、画面拡大機能付きワープロ等の設置(就労機器(事務機器)の改善)
 触覚読書機、音声・点字ワープロ、専用パソコン等の購入(就労機器(製造部門機器)の改善)
 ファックスの字を、読みやすいようになるべく大きく太くする(コミュニケーション機器の導入)

〔視覚 5級 詳細表〕

視覚障害5級

事務的職業

件数 23
人数 14

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	2			
休憩・休養室等の改善	1	7.1%	室内の照度をアップし、スペースを拡張した	1
建物に関する他の改善	1	7.1%	照明設備を改善し室内の照度をアップした	1
作業の改善	3			
就労機器(事務機器)の改善	1	7.1%	拡大読書機、画面拡大機能付きワープロ等の設置	1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	7.1%	触覚読書機、音声・点字ワープロ、専用パソコン等の購入	1
コミュニケーション機器の導入	1	7.1%	FAXの字を、読みやすいようになるべく大きく太くする	1
その他の労働環境への配慮	18			
住宅への配慮	1	7.1%	入居時保証人、市営身障住宅の申込の代行等	1
家族との連携	1	7.1%	障害者リストを作成し、遅滞なく連絡がとれるように配慮	1
相談員、カウンセラーの配置	2	14.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	1 1
健康管理への配慮	2	14.3%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 健康状態を配慮し勤務時間を流動的にしている	1 1
労働条件への配慮	3	21.4%	能力・体力に応じた職場配置 労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避 身体をあまり使わない事務的職務に配置	1 1 1
コミュニケーションへの配慮	3	21.4%	対話による相互理解の促進(『声かけ』等) 職場定着推進チームを作り、自由な意見を聴取 レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	7.1%	専任の作業補助者を配置	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	7.1%	地域の福祉活動に参加	1
障害者への教育・訓練	4	28.6%	OJTを基本にした職場教育 研修や講習会への積極的参加 先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	2 1 1

【視覚 5級 総括表】

視覚障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数28人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	13	46%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	10	36%
2 障害者への教育・訓練	7	25%	OJTを基本にした職場教育 先輩や上司がマンツーマンで実務指導	2	7%
3 労働条件への配慮	7	25%	能力・体力に応じた職場配置	2	7%
4 管理職及び職員の教育、啓蒙	5	18%	地域の福祉活動に参加	2	7%
5 健康管理への配慮	4	14%	時間内通院の許可・定期通院日の定休振替 過度の業務の回避	2	7%
6 通勤への配慮	4	14%	通勤用送迎バスを使用	2	7%
7 家族との連携	3	11%	電話、文書等で連絡、連携を図る	2	7%
8 勤務時間	3	11%	出勤時間について多少配慮をする	2	7%
9 相談員、カウンセラーの配置	3	11%	障害者職場生活相談員の選任、配置	3	11%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

採光や整理整頓に留意(安全設備の改善)

照明設備を改善し室内の照度をアップする(建物に関する他の改善)

視認式の機器を聴覚で確認出来るように変更(就労機器(製造部門機器)の改善)

〔視覚 5級 詳細表〕

視覚障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 59

人数 28

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	3			
休憩・休養室等の改善	2	7.1%	職場内に休憩室を設置	2
建物に関する他の改善	1	3.6%	照明設備を改善し室内の照度をアップした	1
作業の改善	4			
安全設備の改善	2	7.1%	採光や整理整頓に留意	2
就労機器(事務機器)の改善	1	3.6%	操作性のよい新機種 of 事務機器を導入	1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	3.6%	視認式の機器を聴覚で確認出来るように変更	1
その他の労働環境への配慮	52			
勤務時間	3	10.7%	出勤時に多少時間的な配慮をしている 時差出勤・フレックスタイム制	2 1
通勤への配慮	4	14.3%	通勤用送迎バスを使用 通勤手当の支給 夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	2 1 1
住宅への配慮	1	3.6%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	3	10.7%	電話、文書等で連絡、連携を図る 家族慰安旅行を企画	2 1
相談員、カウンセラーの配置	3	10.7%	障害者職場生活相談員の選任、配置	3
健康管理への配慮	4	14.3%	時間内通院の許可・定期通院日の定休振替 過度の業務の回避	2 2
労働条件への配慮	7	25.0%	能力・体力に応じた職場配置 最低賃金を保証 作業エリアの限定、単純・軽作業への配置 障害に留意して作業量を軽減 賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給 労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	2 1 1 1 1 1
コミュニケーションへの配慮	13	46.4%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等) 上司や生活相談員が随時コミュニケーションに努める	10 2 1
職場介助者等作業補助者の配置	2	7.1%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	2
管理職及び職員の教育、啓蒙	5	17.9%	地域の福祉活動に参加 ミーティング等で、障害者理解を促進 安全衛生への配慮を怠らないよう指示 一般社員に対し障害者の扱い方、配置の仕方等を指導している	2 1 1 1
障害者への教育・訓練	7	25.0%	OJTを基本にした職場教育 先輩や上司がマンツーマンで実務指導。 安全教育の徹底 接客マナーを重点的に指導 不良品低減会議への参加を奨励	2 2 1 1 1

【視覚 6級 総括表】

視覚障害6級

事務的職業の場合（人数13人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	7	54%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	4	31%
			視覚に頼って会話せぬよう、口頭の補足説明を混じえるようにする	1	8%
			上司や生活相談員が随時コミュニケーションに努める	1	8%
2 管理職及び職員の教育、啓蒙	4	31%	対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	1	8%
			一般社員に対し障害者の扱い方、配置の仕方等を指導	1	8%
			健常者と区別せずに平等に扱うように指示	1	8%
3 健康管理への配慮	3	23%	行政等の実施する研修、講習会に参加	1	8%
			障害者雇用推進チームや生活相談員による指導	1	8%
			医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	1	8%
4 相談員、カウンセラーの配置	3	23%	過度の業務の回避	1	8%
			年2回定期健康診断	1	8%
			障害者職場生活相談員の選任、配置	2	15%
5 住宅への配慮	2	15%	上司、事務長などが適宜相談を受ける	1	8%
			住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1	8%
6 障害者への教育・訓練	2	15%	住宅手当の支給	1	8%
			安全教育の徹底	1	8%
7 通勤への配慮	2	15%	OJTを基本にした職場教育	1	8%
			自宅に近い店舗に配属	1	8%
			通勤手当の支給	1	8%

〔視覚 6 級 詳細表〕

視覚障害6級
事務的職業

件数 26
人数 13

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	26			
勤務時間	1	7.7%	残業の規制	1
通勤への配慮	2	15.4%	自宅に近い店舗に配属 通勤手当の支給	1 1
住宅への配慮	2	15.4%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 住宅手当の支給	1 1
相談員、カウンセラーの配置	3	23.1%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	2 1
健康管理への配慮	3	23.1%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 過度の業務の回避 年2回定期健康診断	1 1 1
労働条件への配慮	1	7.7%	単独での作業の回避	1
コミュニケーションへの配慮	7	53.8%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 視覚に頼って会話せぬよう、口頭の補足説明を混じえるようにした 上司や生活相談員が随時コミュニケーションに努める 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	4 1 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	7.7%	同僚及び上司が必要に応じて作業補助を行なう	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	4	30.8%	一般社員に対し障害者の扱い方、配置の仕方等を指導している 健全者と区別せずに平等に扱うように指示 行政等の実施する研修、講習会に参加 障害者雇用推進チームや生活相談員による指導	1 1 1 1
障害者への教育・訓練	2	15.4%	安全教育の徹底 OJTを基本にした職場教育	1 1

【視覚 6級 総括表】

視覚障害6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数42人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	19	56%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	18	43%
2 障害者への教育・訓練	7	21%	OJTを基本にした職場教育	4	10%
3 相談員、カウンセラーの配置	7	21%	障害者職場生活相談員の選任、配置	4	10%
4 健康管理への配慮	6	18%	年2回定期健康診断	4	10%
5 通勤への配慮	6	18%	通勤用送迎バスを使用	4	10%
6 労働条件への配慮	6	18%	(労働時間の短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避等)		
7 家族との連携	5	15%	電話、文書等で連絡、連携を図る	3	7%
8 管理職及び職員の教育、啓蒙	5	15%	ミーティング等で、障害者理解を促進	3	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 照度の高い照明装置を設置(作業テーブル・台・機の改善)
- 専用の蛍光灯を設置(手元ランプ)(安全設備の改善)
- 音声変換装置付のコンピュータを購入(就労機器(事務機器)の改善)

〔視覚 6 級 詳細表〕

視覚障害6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 73
人数 42

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	3			
避難施設の改善	1	2.4%	避難時の介助者の指定	1
休憩・休養室等の改善	1	2.4%	休憩室を新設	
作業の改善	5			
作業テーブル・台・机の改善	2	4.8%	端末機器用に大型の机を設置 照度の高い照明装置を設置	1 1
安全設備の改善	2	4.8%	機械に進入禁止用ガードや緊急停止用ボタンを取付ける 専用の蛍光灯を設置(手元ランプ)	1 1
就労機器(事務機器)の改善	1	2.4%	音声変換装置付のコンピュータを購入	1
その他の労働環境への配慮	67			
勤務時間	2	4.8%	残業の規制	2
通勤への配慮	6	17.6%	通勤用送迎バスを使用 自宅に近い店舗に配属 夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	4 1 1
住宅への配慮	3	8.8%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 持家援助制の適用	2 1
家族との連携	5	14.7%	電話、文書等で連絡、連携を図る 折を見て職場長が近況を知らせている。 父母会、個人面接の実施。連絡ノート	3 1 1
相談員、カウンセラーの配置	7	20.6%	障害者職場生活相談員の選任、配置 専任のカウンセラーを配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	4 2 1
健康管理への配慮	6	17.6%	年2回定期健康診断 医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 時間内通院の許可・定期通院日の定休振替	4 1 1
労働条件への配慮	6	17.6%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避 照明を明るくする。商品の出し入れ等の重労働は他の職員が 代行 障害に留意して作業量を軽減 賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給 能力・体力に応じた職場配置	2 1 1 1 1 1
コミュニケーションへの配慮	19	55.9%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	18 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	2.9%	障害者に理解のあるパート社員の採用	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	5	14.7%	ミーティング等で、障害者理解を促進 安全衛生への配慮を怠らないよう指示 一般社員に対し障害者の扱い方、配置の仕方等を指導している	3 1 1

[視覚 6級 詳細表]

障害者への教育・訓練	7	20.6%	OJTを基本にした職場教育	4
			マニュアルによる指導及び実地指導	1
			職場定着推進チーム構成員による個別指導	1
			新入社員研修の中で、基礎訓練を繰り返し実施	1